

平成27年6月30日

日本関税協会横浜支部
齊藤 事務局長 殿

横浜税関業務部
管理課長 福田喜久雄

輸入申告前の貨物に係る原産地証明書の印影・署名照会の
取扱いの変更について（お知らせ）

平素より関税行政の円滑な運営に関しまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、輸入申告前の貨物に係る原産地証明書について、財務省関税局から輸出国発給機関への印影・署名照会を行わないこととなりました（別紙参照）ので、貴会員店社への周知方、お願い致します。

なお、本取扱いの変更は財務省関税局から輸出国発給機関への照会に関する部分であるため、各税関から原産地センター、原産地センターから財務省関税局への照会については、従来どおりの取扱いとなります。また、輸入申告中もしくは輸入許可後の貨物については、引き続き、輸出国発給機関に対し確認を行いますのでご留意願います。

【本件に関するお問合せ先】

横浜税関業務部原産地調査官

TEL 045-212-6174

(別紙)

2015. 6. 26

輸入申告前の貨物に係る原産地証明書の印影・署名照会の取扱いの変更について

疑義のある印影及び署名照会については、輸入申告前の貨物についても、従来、輸入者からの照会に応じ、各税関から原産地センター・関税局を通じ、外交ルートを使って輸出国発給機関への確認を行っていたところです。

しかしながら、本来、日本税関に登録がなされていない印影・署名による原産地証明書は有効なものと取扱うことが出来ず、輸入申告前の貨物に係る原産地証明書の有効性について日本税関から輸出国発給機関に対して確認する義務はありません。また、輸出国発給機関へ確認したとしても、回答が来なかったり、回答が来たとしても回答までに長期間を要するといった事例が散見され、その結果、徒に通関手続が遅れたり、MFN 税率で輸入申告をする結果となっています。

そもそも、輸入申告前の貨物についての書類の有効性を確認するのは輸入者の義務であり、また原産地証明書は日本税関が発給するものでもないことから、輸入者から輸出者を通じて輸出国発給機関に確認をすることが必要であり、それによって疑義を解明し、万一印影・署名の通知漏れがある場合には、輸入者から輸出者を通じて輸出国発給機関に対して日本国税関への通知を働き掛けるべきです。結果としても、輸出者から輸出国発給機関に確認の方が早期に疑義が解明することとなり、安定的な通関手続の確保の観点から輸入者にとっても望ましいと考えられます。

以上のことから、今後は、輸入申告前の貨物についての関税局から輸出国発給機関への照会を行わないこととしたので了知の上、輸入者からの照会に対応願います。

なお、本取扱いの変更は、関税局から輸出国発給機関への照会に関する部分であるため、各税関から原産地センター、原産地センターから関税局への照会については、従来どおりとなります。また、輸入申告中もしくは輸入許可後の貨物については、引き続き、輸出国発給機関に対し確認を実施することとなるため留意願います。

以上